

令和元年度第11回中郷区地域協議会次第

日 時:令和2年2月27日(木)18時30分～

場 所:中郷区総合事務所 第4会議室

1 開 会

2 協 議

(1) 地域活動支援事業の採択要項等について

…資料No.1

(2) 自主審議事項について

3 その他

4 閉 会

(案)

[地域活動支援事業 令和 2 年度実施分 募集要項] **中郷区版**

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

**私たちの地域をもっとよくなる
「まちづくり活動」の提案を
募集します!!**

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんの発意により実施する事業について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和 2 年度で実施を予定する事業について、以下のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

令和 2 年 4 月 1 日 (水) から 4 月 30 日 (木) まで (必着)

※ 地域自治区により募集期間は異なります。

■対象事業等

内容	事業を提案できる方
・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付します。	・ 団体等 ※ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人等を除く)

「地域の課題解決や活力向上のために、地域住民が自発的・主体的に行う地域活動」を対象とします。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業 (事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■応募方法

- ・ 所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料 (団体の規約、見積書、図面など)**とあわせ、中郷区総合事務所総務・地域振興グループに**持参**してください。

《ポイント！》

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、中郷区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ & Aは、各総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■ 助成事業の支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、中郷区総合事務所総務・地域振興グループに実績報告書を提出してください。

■ 助成事業の補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 中郷区の補助率や補助金額の上限・下限などの条件については次ページの「採択方針」をご覧ください。

《中郷区の予算（配分額）5,500千円》

《ポイント！》

- ・ 助成事業の補助金の額は1,000円単位とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■ 提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設けます。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 中郷区の採択方針

- ・ 「採択方針」とは、中郷区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。この方針との整合を確認します。中郷区の採択方針は、次の枠内のとおりです。

天恵に浴する豊かな自然や太古縄文時代から先人がこの舞台で培った歴史と文化を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、町内会やコミュニティ組織、各種団体等が自主的・主体的に取り組む次に掲げる事業を採択します。

1 基本的な観点

- ◎自治の実効性を高めようとするもの
- ◎公共的な目的を果たすために、協働性があるもの

2 優先する分野

- ◎未来を担う人づくりに関する分野
(生涯学習の推進、文化・スポーツ活動の振興、若者の地域づくりへの参画、男女協働参画社会の実現など)
- ◎支え合う福祉に関する分野
(喜びを分かち合える子育て活動、健康を促す活動、高齢者の見守り・張り合い・やりがい・生きがい活動など)
- ◎生活を育む産業に関する分野
(魅力ある生活を実現する農林業等の振興、商業や観光振興、地域資源を活用した特産品の開発など)
- ◎四季の自然との共生に関する分野
(克雪コミュニティ育成、環境美化や自然環境の保全など)
- ◎地域力を高めるコミュニティネットワークに関する分野
(地域間・異世代間・異種間等の交流、ご近所付き合いの推進、生活交通ネットワークなど)
- ◎各分野を横断する相乗効果のはたらく事業

3 その他の事業

その他の事業については、審査基準と照らし合わせ、提案内容を精査し採択します。
また、備品の購入については、活動を行う上での必要性、使用頻度、費用面等を考慮した上で、レンタル等よりも購入したほうがメリットがある場合やレンタル等ができない場合は対象とします。(中郷区の各種団体が地域活動支援事業で購入した備品の中に貸出可能なものがあります。詳細については、中郷区総合事務所までお問合せください。)
なお、防犯灯のLED化事業は対象外とします。

4 補助率及び補助金

公共性のある多くの提案がされるよう、次のとおり補助率、補助限度額を設定します。

- ・補助率 10/10 以内。
- ・補助金 下限 1万円 上限 100万円
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができます。

5 事業の募集について

1次募集で配分額に達しない場合は、原則として追加募集を行うこととします。

- (2) **基本審査・共通審査基準** … すべての地域自治区の審査で共通するものです。
- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は下記の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査基準の5項目と各視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか

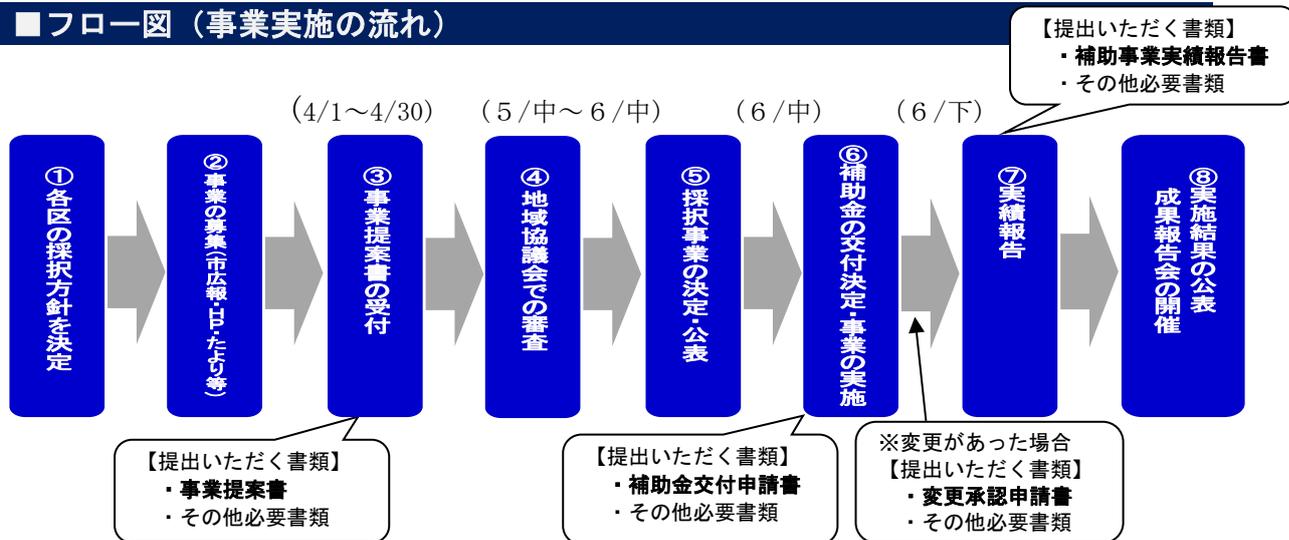
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ポイント！》

- ・地域協議会の審査では、「基本審査」及び「中郷区の採択方針」との整合性、「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。また、その事業が広く地域に還元され、将来的には補助金を必要とせず、自主的に財源の確保ができるような事業の提案をお待ちしております。中郷区の審査に当たっての基本的な考え方は、中郷区総合事務所にご確認ください。

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、助成事業で応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



■中郷区での事業提案は、こちらまでご相談、ご応募ください！

中郷区総合事務所 1階 総務・地域振興グループ

（電話 0255-74-2411）

この事業に関心をお持ちの皆さん（町内会、団体、グループなど）のところに、説明に伺います。ご希望の際は、お気軽にお声がけください。（全体説明会は予定しておりません。ご了承ください。）

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



上越市
自治・市民環境部 自治・地域振興課（電話 025-526-5111 内線 1429）